

国債・投資信託取引に係るマイナンバーのお届出のお願い

お客さまへ

越前信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2016年1月以降、法令により一部の商品に関して金融機関から税務署に提出する法定調書等に、個人番号（マイナンバー）の記載が義務付けられています。よって、当金庫にて国債・投資信託口座を開設頂いているお客さまには、個人番号（マイナンバー）をお届出いただく必要があります。

お客様におかれましては、下記期日までにお届出をお願い致します。

記

お届出期日 : 平成30年10月31日
お届出先 : お取引店舗の窓口
ご持参頂く書類 : マイナンバーカード
もしくは
通知カードおよび運転免許証

また、今後におきましては以下のお取引を行う際に個人番号（マイナンバー）のお届出が必要となります。

【投資信託】

- ① NISA 口座の開設
- ② NISA 口座の廃止
- ③ 特定口座の開設
- ④ 投資信託の購入
- ⑤ 住所・氏名変更

【国債・個人向け国債】

- ① 国債・個人向け国債の新規購入
- ② 国債・個人向け国債の中途解約
- ③ 住所・氏名変更

*既にお届出済みの場合は不用です。

以上